みやこ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則を制定し、ここに公布する。

　　令和６年３月２９日

みやこ町長　内　田　直　志

みやこ町規則２１号

　　　みやこ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規

　　　則

（趣旨）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第２７条第３項第２号、第２８条第２項各号、第２９条第３項第２号、第３０条第２項各号又は附則第９条第１項各号に規定する政令で定める額を限度として法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める利用者負担の額及び法附則第６条第４項の規定に基づき町が定める利用者負担の額（以下これらを「保育料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

　（保育料）

第３条　保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　法第１９条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　０円

（２）　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　０円

（その他）

第４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の日前に実施された保育に係る徴収すべき保育料については、なお従前の例による。